

1982年といえ、今から29年前。ワタシは32歳でした。

あなたは何歳？ どこで、何をしていましたか？

今も昔も「夜間学校」。しかし、中身に大きな違いがあります。

下の絵と説明は、今から29年前にセンターで配布された「夜間学校ニュース」から写したものです。

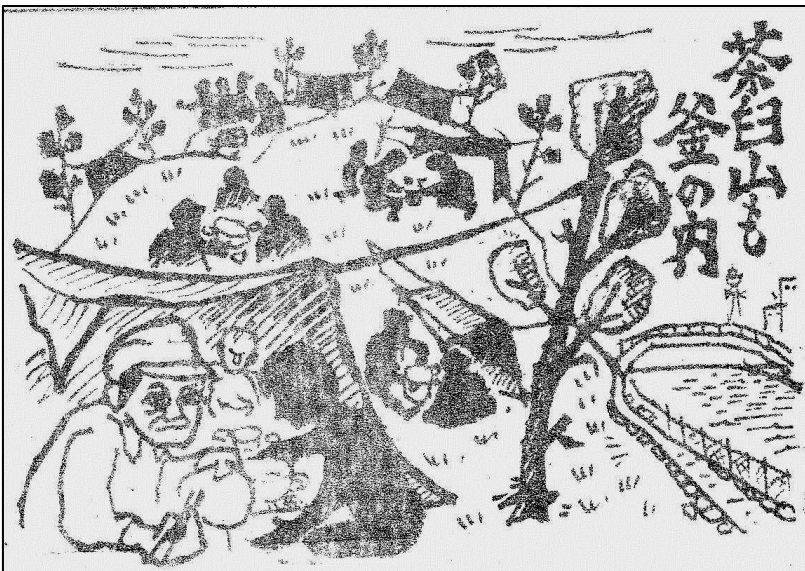
当時の釜ヶ崎夜間学校は、喜望の家で毎週木曜日に開催されていました。夜間学校ニュースは、その集まりのお知らせであったわけです。

2009年4月から復刊した今の夜間学校ニュースは、申し訳ないながら、配布しているだけ。集まりはやっていません。29年前は、数人で運営されていたのですが、今は一人。夜間学校にかかわる人間も大減少の変化ですが、釜ヶ崎も大変化しています。

日雇労働保険被保険者手帳(白手帳)を持っていた人は、1万2千人を超えていたと思います。今は、2千人を下回っている。その頃、高齢者就労(特掃)はありませんでしたが、今は、白手帳持ちよりも、特掃登録者の方が人数的に多いのではないのでしょうか。

釜ヶ崎地区内での居宅保護は、当時は百人足らずではなかったかと思われま。今は、1万人に迫る勢いです。

日雇労働者の仕事量の増減による生活の不安定さや賃金不払い・暴力飯場の問題が皆無になったわけではありませんが、センター周辺での話題としては、占める比重が小さくなっていると思います。今、話題は生活保護とアルミ缶や各種再生資源のある場所と炊き出し情報に……。夜間宿所も古い施策です。一刻も早く無くすために、生活保護制度の活用を！



最近、マスコミなどでも騒いでいるように、仕事の回復に見切りをつけた一部の「仲間」は、クルーを作ったテントも張り、ちがった刑での「青カニ」をはじめている。

←1982(昭和57)年7月22日発行「夜間学校ニュース(第2期4号(通巻89号))」の紙面、一部分紹介。

しこうそう かま さき (あいらん地域) の福祉相談窓口です。

やかんしゆくしりょう ただ りょう しゅうへん こうえん のじゆく かりご やせいかつ せいかつ  
夜間宿所利用・炊き出し利用、センター周辺や公園での野宿・仮小屋生活から、アパート生活へ！

しりつこうせいそうだんしょ しこうそう かまがさき ちいき ない かんしゆくりょうしゃ やかんしゆくしりょうしゃ ちくない のじゆく  
市立更生相談所(市更相)は、釜ヶ崎(あいらん地域)内の簡宿利用者、夜間宿所利用者、そして、地区内で野宿する人を担当する福祉の相談窓口です。

やくしよ かんかつ なわぼ しこうそう まどぐち てんのうじこうえん ね てんのうじくやくしよ そうだん  
役所は管轄(縄張り)にこだわりますから、市更相の窓口で「天王寺公園で寝ていた」というと、「天王寺区役所で相談して下さい」といわれます。「鶴見橋商店街で寝ていた」というと、「西成区役所へ行って下さい」といわれます。この点、相談に行く前に、しっかり確認しておいて下さい。

さいてい そうだん い まえ ぼん やかんしゆくしよ しゅうへん さんおう たいし しこうそうしゅうへん ねと  
最低でも、相談に行く前の晩は、夜間宿所かセンター周辺あるいは山王・太子など市更相周辺で寝泊まりしていたことが必要です。地区内の簡宿に止まっている人が、わざわざ野宿していく必要はありません。

おおさか しりつこうせいそうだんしょ  
**大阪市立更生相談所にできること**

### 1) 医療相談

からだ ちょうし わる ひと いしゃ しょうかい たいがい いりょう がんか しか びょうき  
体の調子の悪い人は、医者を紹介してもらえます。大概是医療センターですが、眼科や歯科など病気によっては、他の病院を紹介してくれます。勿論、無料で医者にかかれます。医療センターの受診の後、医療センターの相談室で相談して、紹介状を書いてもらうこととなります。医療継続のために、必要です。市更相に持っていきましょう。入院の場合は、生活保護の医療保護(入院保護)とすることとなります。

### 2) 施設相談

にち さんしょくふろつ からだ ちょうし ととの ひと さんとりょう せいかつ りょう そうだん くだ  
2～3日、三食風呂付きで体の調子を整えたい人は、三徳寮の生活ケアセンターの利用を相談してみてください。  
さいきん りょうしゃ すく ことわ すく いりょう じゅしん あと いりょう そうだんしつ そう  
最近の利用者が少ないので、断られることは少ないようです。医療センターの受診の後、医療センターの相談室で相談して、紹介状を書いてもらうこととなります。市更相に持っていきましょう。  
しこうそう せいかつ しょうかいじょう も さんとりょう うけつけ い せいかつ ほ ごほうがい えんじよ  
市更相からの、生活ケアセンターへの紹介状を持って、三徳寮の受付に行きます。これは、生活保護法外の援助、つまり、法外援助といえます。

にち ちょうき しせつ はい たいりよく かいふく かど いんしゅ いぞん わる せいかつしゅうかん かいぜん  
2～3日でなく、長期に施設に入って、体力の回復や過度の飲酒やギャンブル依存などの悪い生活習慣を改善した人は、長期の寮(生活保護施設)への入所を相談しましょう。生活保護の中の施設保護です。

### 3) 居宅確保相談

じゅうきよ ひと か せいかつ ほ ご なか きょたく ほ ご しんせい  
住居のない人が、アパートやマンションを借りて、生活保護の中の居宅保護を申請することができます。  
ばあい いりょうそうだん しせつ そうだん きょたく ほ ご そうだん しょくいん つた ひつよう  
この場合は、医療相談でも施設の相談でもなく、居宅保護の相談であることをはっきり、職員に伝える必要があります。  
おおさかし せいかついこうしえんじぎょう じゅうきよ ひと じゅうきよ さが あいだ せいかつ ひ しきゅう  
大阪市には「生活移行支援事業」というのがあります。住居のない人については、住居を探す間や生活費を支給するための手続きをする間、寝泊まりする場所がないと住居探しなどに専念できないだろうということで、2週間程度施設で過ごすことになっています。施設の職員が、住居探しの手伝いをしてくれるほかに、手続き上のわからないことについて、助言してくれます。

ちゅうき しききん ちんたいじゅうたく はい ひと にゅうきよ ひ けいやくしよ も たんとう く  
**注記:** 敷金のいらない賃貸住宅(マンション・アパート)に入る人は、入居したその日に、契約書を持って、担当の区役所へ行くこととなります。保護費が下りるまでの生活費のメドを立てておく必要があります。